

当院からのご案内

◆歯科医院における厚生労働大臣が定める揭示事項です。

1. 当院は厚生労働大臣が定める保険医療機関です

2. 明細書発行体制等加算について

個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

なお、明細書が必要のない場合はお申し出ください。

3. 歯科疾患管理料について

歯の痛みなどの症状や検査など、お口の健康を保つために必要な管理をしています。

なお、明細書が必要のない場合はお申し出ください。

4. 後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養費について

診療報酬改定により、2024年10月1日から長期収載品を患者様ご自身で希望した際に選定療養費として

自己負担が発生します。

※詳しくはこちら➡ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html

5. 保険外負担に関する事項について

当院では保険適用外治療（自費治療）におきましては、別途、自費にてご負担頂いております。

自己負担が発生します。

◆当院では施設基準等に適合している旨、厚生労働省地方厚生局に以下の届出を行っています。

◆医療DX推進のための体制整備

当院では、オンライン資格確認などを活用し、患者様に質の高い医療を提供するための十分な情報を取得し、診療実施の際に活用しています。（オンライン請求を行っており、電子処方箋・電子カルテ共有サービスの導入も検討しております）

※詳しくはこちら➡ <https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001241680.pdf>

◆歯科外来診療における院内感染の防止対策

◆歯科外来診療医療の安全対策

連携先医療機関

公立昭和病院

☎042-461-0052

◆歯科外来診療感染対策加算

◆手術用顕微鏡加算

◆口腔粘膜処置

◆歯科技工士連携加算 1 及び光学印象歯科技工士連携加算、歯科技工士連携加算 2

◆CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー

◆レーザー機器加算

◆クラウン・ブリッジ維持管理料

◆歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)



みかみ歯科医院
MIKAMI DENTAL CLINIC